



企画 まちづくり課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3806

第1回 日高町

フォトコンテスト 結果発表について

令和3年7月15日から12月24日までの間、新たな視点から隠れた観光スポットを発掘することを目的として、町内の風景を撮影した作品を募集しました。

その結果、86点の応募がありました。たくさんのご応募いただきありがとうございます。

見事大賞に輝きました細川信太郎さんの作品は今月号の表紙に掲載しております。

他の受賞作品やご応募いただきました作品については、広報誌やHPでご紹介させていただきます。ご紹介させていただきたくて、ご予定です。



住民生活課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3800

廃乾電池を回収します

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の

大型ごみ収集場所

回収日：3月27日(日)



人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

3月23日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。



年金受給者の生活を支援します



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方】

支給条件

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

支給条件

- ・前年の所得額が約472万円以下である

※老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和3年度において、所得額が前年より低下したこと等により、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和3年8月31日から順次、日本年金機構から簡易な年金生活支給給付金請求書（はがき型）をお送りしております。

（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）

※年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

《お問い合わせ》

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は：03-5539-2216（一般電話）

公式LINEアカウント 開設しました!

日高地方の観光情報をより多くの方にお知らせすることを目的とし、日高広域観光振興協議会の公式LINEアカウントが開設されました。

日高地方における最新のイベント情報などタイムリーな情報が配信されます。ぜひご登録ください。

登録方法

▶LINEアプリ内の「公式アカウント」から「日高広域観光振興協議会」で検索し登録

または

▶右のQRコードを読み取って登録

